最終更新日：2017年3月30日
株式会社 SUMCO
代表取締役 会長兼CEO 橋本 眞幸
問合せ先：総務部 (03-5444-0808)
証券コード：3436
http://www.sumcosi.com/

**当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。**

## Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1．基本的な考え方

1．当社は、半導体デバイスの基板である高品質のシリコンウェーハの供給を通して、産業の発展と人々の生活の質の向上に貢献すると同時に、企業価値の向上を実現することにより株主からの負託に応え、株主以外のステークホルダーとも良好な関係を構築・維持していくことが経営上の重要課題であると認識しております。このような認識に基づき、取締役会の監査・監督機能の強化、取締役の職務執行の効率性の確保、当社グループにおける内部統制の充実等をはじめとするコーポレート・ガバナンスに関わる諸施策を実施して、迅速な経営意思決定と業務執行における透明性・公平性の確保を図っております。また、経営の透明性を高めるために、適時適切な情報開示に努めて参ります。

2．企業活動の推進に際しては、関連法令を遵守するだけでなく、社会的良識に則した健全な企業活動を遂行していくべく、当社並びにその役員及び従業員等が守るべき規範として、「SUMCO行動憲章」を採択し、実施しております。また、当社は、従業員一丸となってエクセレントカンパニーを目指し、それを実現するために、「SUMCOビジョン」を策定しております。

＜SUMCOビジョン＞
1．技術で世界一の会社
2．景気下降局面でも赤字にならない会社
3．従業員が活き活きとした利益マインドの高い会社
4．海外市場に強い会社

### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【原則3－1】
(i) 当社の経営理念、ビジョン（SUMCOビジョン）、経営戦略については、当社ウェブサイト、決算説明会資料、アニュアルレポート等で開示しております。なお、経営計画については半期毎に作成しておりますが、当社グループが属する半導体業界は事業環境が短期的に大きく変化することから、経営計画に市場見通し等を加味した翌四半期の業績予想のみを開示しております。また、著しく変化するビジネス環境の中で、売上高や損益を含む中期的な業績予測を掲げる事は、必ずしもステークホルダーの適切な判断に資するものではないとの立場から、中期計画は策定しておりません。

【原則5－2】
当社では、重要な経営戦略の機関決定を行った際、速やかに適時開示を行うと共に、当社ウェブサイトにも掲載しております。また、必要に応じ、経営トップが出席する説明会を行っております。なお、経営計画については半期毎に作成しておりますが、当社グループが属する半導体業界は事業環境が短期的に大きく変化することから、経営計画に開示時点の市場見通し等を加味した翌四半期の業績予想のみを開示しております。また、著しく変化するビジネス環境の中で、売上高や損益を含む中期的な業績予測を掲げる事は、必ずしもステークホルダーの適切な判断に資するものではないとの立場から、中期計画は策定しておりません。

### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

当社は、上記の基本的な考え方のもと、コーポレートガバナンスの具体的な取組みをまとめた「コーポレートガバナンス基本方針」（以下、「基本方針」という）を制定しております。内容は、以下の当社ウェブサイトに掲載しております。（http://www.sumcosi.com/corporate/governance.html）

【原則1－4】
基本方針第19条（上場株式の政策保有に関する方針）をご参照下さい。

【原則1－7】
基本方針第18条（関連当事者間取引の管理体制）をご参照下さい。

【原則3－1】
(ii) 上記「1．基本的な考え方」及びＣＧ基本方針第2条（コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方）をご参照下さい。
(iii) 基本方針第11条（取締役の報酬等の決定に関する方針）、第12条（指名・報酬委員会）及び第16条（監査等委員である取締役の報酬）をご参照下さい。
(iv) 基本方針第10条（取締役候補者の資質及び指名方針）及び第12条（指名・報酬委員会）をご参照下さい。
(v) 当社の取締役個々の選任・指名理由については以下をご参照下さい。
①平成28年3月29日開催の第17期定時株主総会において選任された監査等委員である取締役の個々の選任・指名理由については、参考書類に記載し当社ウェブサイトに掲載しております。
（http://v4.eir-parts.net/v4Contents/View.aspx?template=ir _ material&sid=62649&code=3436）
②平成29年3月29日開催の第18期定時株主総会において選任された取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個々の選任・指名理由については、参考書類に記載し当社ウェブサイトに掲載しております。
（http://v4.eir-parts.net/v4Contents/View.aspx?template=ir _ material&sid=68374&code=3436）

【補充原則4－1－1】

基本方針第8条（取締役会の役割）をご参照下さい。

【原則4－9】
基本方針第10条（取締役候補者の資質及び指名方針）及び別紙をご参照下さい。

【補充原則4－11－1】
基本方針第9条（取締役会の構成）、第10条（取締役候補者の資質及び指名方針）及び第12条（指名・報酬委員会）をご参照下さい。

【補充原則4－11－2】
独立社外取締役、監査等委員である取締役をはじめ取締役は、その役割、責務を適切に果たすために必要となる時間、労力を取締役の業務に振り向け、兼職については合理的範囲に留めております。なお、その兼任の状況は、事業報告に記載し当社ウェブサイトに掲載しております。
（http://v4.eir-parts.net/v4Contents/View.aspx?template=ir _ material&sid=68374&code=3436）

【原則4－11－3】
当社は、年1回、取締役会事務局が作成したアンケートに基づき、全取締役が取締役会の実効性を評価し、その結果について取締役会に報告し、議論を行いました。平成28年度の評価結果の概要は以下のとおりです。
①取締役会の運営は適切で、活発な議論がなされ取締役会全体として実効性が十分確保されていることが確認された。
②一部の取締役より、取締役会の実効性をより一層高める観点から、取締役会の付議事項、資料の構成・説明方法等について建設的な提言がなされた。

【補充原則4－14－2】
基本方針第17条（取締役の研修等の方針）をご参照下さい。

【原則5－1】
基本方針第21条（株主等との建設的な対話に関する方針）をご参照下さい。

## 2．資本構成

| | |
|---|---|
| 外国人株式保有比率 | 30%以上 |

### 【大株主の状況】 更新

| 氏名又は名称 | 所有株式数（株） | 割合（%） |
|---|---|---|
| 新日鐵住金株式会社 | 53,933,200 | 18.39 |
| 三菱マテリアル株式会社 | 53,933,200 | 18.39 |
| GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL | 13,162,551 | 4.49 |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口） | 10,019,300 | 3.42 |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口） | 9,113,600 | 3.11 |
| STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY | 6,895,057 | 2.35 |
| STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001 | 5,856,467 | 2.00 |
| STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505223 | 5,612,755 | 1.91 |
| MSCO CUSTOMER SECURITIES | 5,597,619 | 1.91 |
| THE CHASE MANHATTAN BANK 385036 | 3,805,600 | 1.30 |

| | |
|---|---|
| 支配株主（親会社を除く）の有無 | ――― |
| 親会社の有無 | なし |

### 補足説明 更新

1．上記「大株主の状況」は、平成28年12月31日現在の状況を記載しております。

2．平成28年12月20日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書により、アライアンス・バーンスタイン・エル・ピーが平成28年12月15日現在で16,906,200株（保有割合5.76%）の株式を所有している旨記載されているものの、当社としては平成28年12月31日現在における実質所有株式数の確認が出来ませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

3．平成29年2月17日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書により、新日鐵住金株式会社が当社株式の一部処分を行い、平成29年2月10日現在で39,346,400株（保有割合13.42%）の株式を所有している旨が記載されているものの、所有株式の処分について株主名簿上で確認が出来ませんので、上記大株主の状況には平成28年12月31日時点の状況を記載しております。

4．平成29年2月17日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書により、三菱マテリアル株式会社が当社株式の一部処分を行い、平成29年2月10日現在で39,346,400株（保有割合13.42%）の株式を所有している旨が記載されているものの、所有株式の処分について株主名簿上で確認が出来ませんので、上記大株主の状況には平成28年12月31日時点の状況を記載しております。

5．平成29年3月23日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書により、エフエムアール エルエルシーが平成29年3月15日現在で25,273,053株（保有割合8.62%）の株式を所有している旨記載されているものの、当社としては平成28年12月31日現在における実質所有株式数の確認が出来ませんので、上記大株主には含めておりません。

## 3. 企業属性

| | |
|---|---|
| 上場取引所及び市場区分 | 東京 第一部 |
| 決算期 | 12 月 |
| 業種 | 金属製品 |
| 直前事業年度末における(連結)従業員数 | 1000人以上 |
| 直前事業年度における(連結)売上高 | 1000億円以上1兆円未満 |
| 直前事業年度末における連結子会社数 | 10社以上50社未満 |

## 4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

## 5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

## 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

### 1．機関構成・組織運営等に係る事項

| | |
|---|---|
| 組織形態 | 監査等委員会設置会社 |

**【取締役関係】**

| | |
|---|---|
| 定款上の取締役の員数 | 20 名 |
| 定款上の取締役の任期 | 1 年 |
| 取締役会の議長 | 会長（社長を兼任している場合を除く） |
| 取締役の人数 | 14 名 |
| 社外取締役の選任状況 | 選任している |
| 社外取締役の人数 | 4 名 |
| 社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 | 4 名 |

会社との関係(1)

| 氏名 | 属性 | 会社との関係(※) | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | a | b | c | d | e | f | g | h | i | j | k |
| 田中　等 | 弁護士 | | | | | | | | | | | |
| 三冨　正博 | 他の会社の出身者 | | | | | | | | | | | |
| 太田　信一郎 | 他の会社の出身者 | | | | | | | | | | | |
| 中西　孝平 | 他の会社の出身者 | | | | | | | | | | | |

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2)

| 氏名 | 監査等委員 | 独立役員 | 適合項目に関する補足説明 | 選任の理由 |
|---|---|---|---|---|
| 田中　等 | ○ | ○ | ――― | 田中等氏は、会社の経営に直接関わったことはありませんが、弁護士としての職務を通じて培われた法令等に関する専門的知見をもとに、社外取締役として独立した立場から経営の意思決定と業務執行の監督等に十分な役割を果たすことを期待でき、また、当社の関係会社、大株主、主要な取引先の関係者ではなく、当社から役員報酬以外に金銭その他の財産を得ておらず、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断しております。 |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 三冨　正博 | ○ | ○ | ――― | 三冨正博氏は、経営コンサルタントとしての職務を通じて培われた企業経営等に関する専門的知見及び公認会計士としての職務を通じて培われた財務・会計に関する専門的知見をもとに、社外取締役として独立した立場から経営の意思決定と業務執行の監督等に十分な役割を果たすことを期待でき、また、当社の関係会社、大株主、主要な取引先の関係者ではなく、当社から役員報酬以外に金銭その他の財産を得ておらず、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断しております。 |
| 太田　信一郎 | ○ | ○ | ――― | 太田信一郎氏は、行政分野における職務を通じて培われた幅広い経験・知見及び長年にわたる企業経営に関する経験をもとに、社外取締役として独立した立場から経営の意思決定と業務執行の監督等に十分な役割を果たすことを期待でき、また、当社の関係会社、大株主、主要な取引先の関係者ではなく、当社から役員報酬以外に金銭その他の財産を得ておらず、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断しております。 |
| 中西　孝平 | ○ | ○ | ――― | 中西孝平氏は、国際金融に関する幅広い経験・知見並びに企業経営に関する経験及びコーポレートガバナンスに関する知見をもとに、社外取締役として独立した立場から経営の意思決定と業務執行の監督等に十分な役割を果たすことを期待でき、また、当社の関係会社、大株主、主要な取引先の関係者ではなく、当社から役員報酬以外に金銭その他の財産を得ておらず、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断しております。 |

## 【監査等委員会】

### 委員構成及び議長の属性

| | 全委員（名） | 常勤委員（名） | 社内取締役（名） | 社外取締役（名） | 委員長（議長） |
|---|---|---|---|---|---|
| 監査等委員会 | 6 | 2 | 2 | 4 | 社内取締役 |

| | |
|---|---|
| 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無 | あり |

### 当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項

1．監査等委員会の活動を補助し監査の円滑な遂行を支援するため、監査等委員会室を設け、スタッフを配置しております。

2．監査等委員会室のスタッフは、監査等委員及び監査等委員会の指示に従うものとし、その人事異動については監査等委員会の事前の同意を必要とし、人事評価に関しては常勤の監査等委員が実施しております。

### 監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

1．内部監査については、「監査室」（人員5名）を設置し、内部監査規定及び年度監査実施計画に基づき、経営の効率性やコンプライアンス状況等の監査を実施し、監査結果を会長兼CEO、社長兼COO及び被監査部門に報告・通知すると共に、必要に応じ是正処置の実行を求め、適宜、調査・確認を行っております。なお、監査等委員会と監査室は、定期的に会合を持ち監査結果の報告、情報・意見交換等を行い、連携して効率的監査に努めております。

2．会計監査については、有限責任監査法人トーマツを選任しております。

3．監査等委員会、監査室及び会計監査人の間では、それぞれが行う監査の計画、進捗及び結果を報告・説明する等、相互の情報及び意見の交換を行っております。

## 【任意の委員会】

| | |
|---|---|
| 指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無 | あり |

## 任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長（議長）の属性

| | 委員会の名称 | 全委員（名） | 常勤委員（名） | 社内取締役（名） | 社外取締役（名） | 社外有識者（名） | その他（名） | 委員長（議長） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 指名委員会に相当する任意の委員会 | 指名･報酬委員会 | 4 | 0 | 2 | 2 | 0 | 0 | 社内取締役 |
| 報酬委員会に相当する任意の委員会 | 指名･報酬委員会 | 4 | 0 | 2 | 2 | 0 | 0 | 社内取締役 |

## 補足説明 更新

1．当社は、コーポレート･ガバナンスの一層の充実を図るため、取締役会の任意の諮問機関として、独立社外取締役を主要な構成員とする指名･報酬委員会を設置しております。

2．指名･報酬委員会は、当社の取締役候補者（監査等委員である取締役を除く。）の選任プロセス、資質及び指名理由並びに役員報酬体系等に関して、取締役会から諮問を受けて、その適切性等について検討し、会社の業績等の評価も踏まえ、答申を行います。

3．指名･報酬委員会は、代表取締役及び独立社外取締役で構成し、独立社外取締役の適切な関与･助言を得ながら、検討及び答申を行います。

4．取締役会は、指名･報酬委員会の答申を得て、取締役候補者（監査等委員である取締役を除く）の指名及び報酬等の決定を行います。

# 【独立役員関係】

| | |
|---|---|
| 独立役員の人数 | 4 名 |

## その他独立役員に関する事項

1．当社は、独立役員の要件を満たす社外取締役4名全てを独立役員として届出ております。

2．当社の独立性の基準は、以下のとおりです。
当社は、東京証券取引所が定める独立性の基準に加え、以下の各要件のいずれかに該当する者は、独立性を有しないものと判断することとしております。
（1）現在において、次のaからgのいずれかに該当する者
a．当社の主要な株主（総議決権の10%以上を有する株主）又はその業務執行者
b．当社の主要な借入先（連結総資産の2%以上に相当する金額等の借入先）の業務執行者
c．当社の主幹事証券会社の業務執行者
d．当社の取引先（当社及び取引先のいずれかにおいて連結売上高の1%以上を占める取引先）の業務執行者
e．当社の会計監査人のパートナー又は当社の監査に従事する従業員
f．当社より役員報酬以外に年間500万円を越える報酬を受領している法律、会計、税務等の専門家又はコンサルタント（但し、当該報酬を受けている者が法人、組合等の団体である場合は、当該報酬が1,000万円又は当該団体の年間総売上高の1%のいずれか小さい金額を超える場合における当該団体の業務執行者）
g．当社より年間500万円を越える寄付を受領している団体の業務執行者
（2）過去3年間のいずれかの期間において上記aからgのいずれかに該当していた者

# 【インセンティブ関係】

| | |
|---|---|
| 取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 | その他 |

## 該当項目に関する補足説明

取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬については、業績向上と企業価値向上への貢献意欲を高めることを目的に、株主総会において決議された報酬の総額の範囲内で、役位に応じた固定報酬水準をベースに直近の当社業績に連動させる制度とします。また、中長期的な業績を報酬に反映させる観点から、定期的に報酬水準を見直します。自社株報酬は導入しておりませんが、役員持株会により、自社株の取得、保有を促進することで中長期的な業績向上と企業価値向上への貢献意欲を高める経営を促します。

| | |
|---|---|
| ストックオプションの付与対象者 | |

## 該当項目に関する補足説明

---

## 【取締役報酬関係】

| | |
|---|---|
| (個別の取締役報酬の)開示状況 | 個別報酬の開示はしていない |

### 該当項目に関する補足説明

報酬等の総額が1億円以上である者がいないため、個別開示は行っておりません。

| | |
|---|---|
| 報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新 | あり |

### 報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

平成28年12月期における当社取締役の報酬等の総額は、以下のとおりであります。
1.監査等委員会設置会社移行前(平成28年1月1日から第17期定時株主総会(平成28年3月29日)終結の時まで)
67,773千円(うち社外取締役2,100千円)
2.監査等委員会設置会社移行後(第17期定時株主総会(平成28年3月29日)終結の時から平成28年12月31日まで)
267,737千円(うち社外取締役28,800千円)

## 【社外取締役のサポート体制】

社外取締役に対する情報伝達体制は、以下のとおりであります。
1.取締役会の付議事項は事前に連絡し、取締役資料については事前送付を行っております。また、特に重要な案件については、その内容の事前説明を行っております。

2.取締役会資料以外にも必要に応じ、社外取締役がその役割・責務を実効的に果たすために必要となる情報については、取締役、執行役員又は関連部門より説明等を行っております。

## 2.業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

1.当社の取締役会は、取締役(監査等委員である取締役を除く。)6名及び監査等委員である取締役6名(うち4名は社外取締役)で構成され、法令、定款及び取締役会規則に基づき、経営戦略、経営計画、その他経営に関する重要な事項の決定を行い、各取締役から職務の執行状況の報告を受け、関係会社の重要な業務執行、コンプライアンス、内部統制やリスク管理の運用状況の監督を行うと共に、社外取締役も参加した自由な意見交換のもとで適切に会社の業績等の評価を行い、その評価を経営陣幹部の人事に適切に反映します。また、当社は、株主総会に関する事項、決算等に関する事項、経営計画に関する事項、内部統制に関する事項等の重要な業務執行については独立社外取締役を含めた取締役会で十分議論を行ったうえで決定することを基本方針としております。そのため重要な業務執行の決定を取締役に委任できる旨を定款に規定しておりません。
当社は、社外取締役として、弁護士、公認会計士の職務経験をもつ経営コンサルタント、行政分野における職務を通じて培われた幅広い経験・知見及び長年にわたる企業経営に関する経験を有する者、及び国際金融に関する幅広い経験・知見並びに企業経営に関する経験及びコーポレートガバナンスに関する知見を有する者の4名を選任しています。各社外取締役は自らの知見に基づき助言を行い、少数株主をはじめとするステークホルダーの視点に立って経営の監督を行い、取締役会の重要な意思決定に参加し、経営陣等の業務執行並びに当社と経営陣等の間の利益相反を監督します。なお、取締役会は、原則月1回開催しており、必要がある場合は、適宜臨時取締役会を開催いたします。

2.当社の監査等委員会は、監査等委員である取締役6名、うち過半数の4名は独立社外取締役で構成されています。監査等委員会の活動の実効性確保のため、監査等委員の互選により、常勤の監査等委員を置いています。監査等委員会は、法令に基づく調査権限を行使すると共に、法令、定款等の遵守状況の点検・確認、及び財務報告に係る内部統制を含めた内部統制システムの整備・運用状況等の監視等を通じて、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合し、適正に遂行されているかを監査します。
また、監査等委員会は、内部監査部門から定期的に内部監査の実施状況とその結果の報告を受けると共に、経営、業績等に重大な影響を及ぼす事項等については、当社及び当社グループの取締役、執行役員、業務執行部門から監査等委員会に対して適切に報告がなされる体制としております。

3.当社は、取締役会の任意の諮問機関として代表取締役2名及び独立社外取締役2名を構成員とする指名・報酬委員会を設置しております。指名・報酬委員会は、当社の取締役候補者(監査等委員である取締役を除く。)の選任プロセス、資質及び指名理由並びに役員報酬体系等に関して、取締役会から諮問を受けて、その適切性等について検討し、会社の業績等の評価も踏まえ、答申を行います。取締役会は、指名・報酬委員会の答申を得て、取締役候補者(監査等委員である取締役を除く。)の指名及び報酬等の決定を行います。

4.経営会議は、常務執行役員以上で構成され、経営上の重要事項を審議しております。経営会議は、原則毎週開催しております。

5.当社は執行役員制を採用することにより、経営の意思決定・監督機関としての取締役会と、その意思決定に基づく業務執行機能を分離し、事業環境の変化への機動性を高め、意思決定の迅速性の確保を図っております。

6.各業務運営組織は、担当の執行役員の下、社内規定においてそれぞれの組織権限や実行責任者の明確化等、適切な事務手続きを定めております。

7.内部監査については、「監査室」(人員5名)を設置し、内部監査規定及び年度監査実施計画に基づき、経営の効率性やコンプライアンスの状況等の監査を実施し、監査結果を会長兼CEO、社長兼COO及び被監査部門に報告・通知すると共に、必要に応じ是正処置の実行を求め、適宜、調査・確認を行っております。なお、監査等委員会と監査室は、定期的に会合を持ち監査結果の報告、情報・意見交換等を行い、連携して効率的監査に努めております。

8．会計監査については、有限責任監査法人トーマツを選任しております。
会計監査についての監査責任者の氏名、監査業務に係る補助者の構成は、以下のとおりであります。
・監査責任者の氏名
有限責任監査法人トーマツ　公認会計士 平野 満、公認会計士 長沼 洋佑
・会計監査業務に係る補助者の構成
公認会計士6名、その他14名

9．監査等委員会、監査室及び会計監査人の間では、それぞれが行う監査の計画、進捗及び結果を報告・説明する等、相互の情報及び意見の交換を行っております。

## 3．現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、監査等委員会設置会社制度を採用しておりますが、取締役会において議決権を持つ監査等委員である取締役が監査を行うことによる監査・監督の実効性の向上、並びに内部監査部門を活用した監査の実施による内部統制の実効性の向上が可能になるものと考えております。また、執行役員制を採用し、業務執行機能と意思決定・監督機能を分離することにより、事業環境の変化への機動性を高め、意思決定の迅速性の確保を図っております。加えて、専門的知見と経験を有し、かつ、当社の独立性の基準を満たした社外取締役を4名選任しており、それぞれが自らの知見に基づき助言を行い、少数株主をはじめとするステークホルダーの視点に立って経営の監督を行い、取締役会の重要な意思決定に参加し、経営陣等の業務執行並びに当社と経営陣等の間の利益相反を監督します。これにより外部の視点を入れた経営の監督・監視機能の強化を図り、併せて前述の執行役員制の採用により、迅速な意思決定と業務執行における透明性・公平性の確保が図れると考えております。

## Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

### 1．株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

| | 補足説明 |
|---|---|
| 株主総会招集通知の早期発送 | 平成29年3月の株主総会では、法定期日（株主総会開催日の2週間前）よりも前に招集通知を発送しております。 |
| 電磁的方法による議決権の行使 | 株主名簿管理人である三井住友信託銀行株式会社が運営するウェブサイトにて、電磁的方法（インターネット）による議決権行使を可能としております。 |
| 議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み | 株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権行使プラットフォームに参加しております。 |
| 招集通知（要約）の英文での提供 | 当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトに招集通知の英訳を掲載しております。 |
| その他 | 株主の皆様への早期情報開示の観点から、招集通知発送前に当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトに招集通知を掲載しております。 |

### 2．IRに関する活動状況 更新

| | 補足説明 | 代表者自身による説明の有無 |
|---|---|---|
| 個人投資家向けに定期的説明会を開催 | 証券会社主催の個人投資家向け会社説明会に定期的に参加しております。 | あり |
| アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催 | アナリスト・機関投資家向けに本決算時及び四半期毎に決算説明会を実施することとしております。 | あり |
| 海外投資家向けに定期的説明会を開催 | 海外投資家向けに本決算時及び四半期毎に決算説明会を実施することとしております。また、毎年、欧米、アジアの海外機関投資家を訪問し、直近の決算実績等の説明を実施することとしております。 | あり |
| IR資料のホームページ掲載 | 決算短信、決算説明会資料、プレスリリース、有価証券報告書、アニュアルレポートを掲載しております。 | |
| IRに関する部署（担当者）の設置 | ①IR担当部署名：広報・IR室<br>②IR事務連絡責任者：広報・IR室長　澁谷 博史 | |

### 3．ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

| | 補足説明 |
|---|---|
| 社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定 | 当社は、「コーポレート・ガバナンス基本方針」において、持続的な成長と中長期的な企業価値向上のためには、投資家、株主、取引先及び従業員等のステークホルダーに配慮した経営を行うことを基本とし、これらのステークホルダーとの適切な対話の機会を設け、当社の事業等に対する理解の促進に努める旨の基本方針を定めております。 |
| 環境保全活動、ＣＳＲ活動等の実施 | 環境保全活動については、環境マネジメントシステム規格ISO14001の認証を取得するとともに、環境基本方針を定め、電力使用量、有害化学物質、産業廃棄物の削減等に自主的かつ継続的に取り組んでおります。<br>また、ＣＳＲ関する基本方針については、「コーポレート・ガバナンス基本方針」において、半導体デバイスの基板であるシリコンウェーハの供給を通して、産業の発展と人々の生活の質の向上に貢献するという理念のもと、「良き企業市民」であることを目指してCSR活動に取組む旨を定め、環境保全活動及びＣＳＲ活動の状況について、「ＣＳＲ報告書」において公表しております。 |

| | |
|---|---|
| ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定 | 当社は、「コーポレート・ガバナンス基本方針」において、投資家への適時、適切な会社情報の開示が健全な証券市場の根幹を成すものであることを充分に認識し、常に投資家の視点に立った迅速、正確かつ公平な会社情報の開示を徹底する旨、また、法令等で開示が求められていない会社情報についても、投資判断にとって有用な情報であれば、積極的に開示を行う旨定めております。 |

# Ⅳ内部統制システム等に関する事項

## 1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況は次のとおりです。

1．取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
(1) 役職員の職務の執行が法令及び定款に適合し、かつ社会的責任を果たすための行動基準として「SUMCO行動憲章」を定め、これを役員・従業員に周知徹底しております。

(2)「SUMCO行動憲章」を遵守するうえでの最高責任者として遵法担当役員を置き、各部門の責任者は、定期的に行動憲章の遵守の状況を遵法担当役員に報告しております。

(3) 法令・定款上の違反または疑義ある行為等に関する、通報窓口を設置しております。

(4) 内部監査担当部門により、各部門におけるコンプライアンスの状況に関する定期的な監査を実施しております。

(5)「SUMCO行動憲章」に明記している反社会的勢力との関係を絶ち、反社会的勢力からの不当な要求に応じないという考え方を、役員・従業員に対して、より一層周知徹底しております。

2．取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役の職務の執行に係る情報については、法令、定款及び社内規定に基づき、適切に保存・管理を行うこととし、取締役、会計監査人等が、閲覧・謄写可能な状態にするよう整備しております。

3．損失の危険の管理に関する規程その他の体制
(1) リスク管理に係る基本事項を定めた「リスク管理基本規定」を制定し、この規定に基づき、重大なリスク発生時における情報伝達ルート及び、緊急対策本部の設置等の体制を整備しております。

(2) リスク管理全般を統括する組織として「Business Security Committee(BSC)」を設置し、リスク管理に関する全社方針の策定及びリスク対応進捗状況の確認等を行っております。

(3) 情報漏洩リスク、金融市場リスク、品質リスク等の個別のリスクについては、リスク管理基本規定に基づき、社内規定等を定め、適切に管理しております。

4．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
(1) 経営の意思決定・監督機能と業務執行機能を分離する執行役員制を採用し、取締役会は経営方針等の重要事項の意思決定並びに取締役の職務執行及び執行役員の業務執行を監督し、執行役員は、取締役会で定められた職務分担に基づき業務を執行しております。

(2) 経営上の重要事項は、常務執行役員以上を構成員とする経営会議で審議しております。

(3) 取締役会への付議事項は、付議基準を定め明確にし、執行役員の職務権限は、社内規定で定め、その責任と権限を明確にしております。

(4) 取締役会は経営戦略・経営計画を策定し、執行役員はその達成に向けて職務を執行しております。職務の執行状況は、執行役員を兼務する取締役が、取締役会において定期的に報告しております。

5．会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
(1) 当社の「SUMCO行動憲章」と同等の行動憲章を各子会社ごとに制定することを通じて、当社グループの一員として企業倫理の確立及び コンプライアンス体制の構築を図っております。子会社における行動憲章の遵守の状況について、定期的に報告を求めております。

(2) 子会社管理の担当部門を置き、社内規定により当社の子会社に対する管理基準を明確にして、子会社並びに当社グループ全体における経営の健全性、効率性等の向上を図っております。また、業績・財務状況その他の重要な経営情報の他、法令・定款の違反又はそのおそれ、あるいは子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項等につき報告を求めております。

(3) 各子会社において、リスク管理に係る基本方針を制定し、リスク対応の推進を求めております。その実施状況について、「Business Security Committee(BSC)」において報告を求めております。また、各子会社において重大リスクが発生した場合の情報伝達ルートを整備しております。

(4) 法令・定款上の違反又は疑義ある行為等に関して子会社の従業員が直接通報できる、執行部門から独立した窓口を設置しております。

(5) 当社の内部監査担当部門は定期的に子会社に対する内部監査を実施しております。

6．監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の会社の他の取締役(監査等委員である取締役を除く。)からの独立性に関する事項、及び監査等委員会の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
(1) 監査等委員会の職務を補助すべき使用人として、監査等委員会室を設け、スタッフを配置しております。

(2) 監査等委員会室のスタッフの独立性を確保するため、その人事異動に関しては監査等委員会の事前の同意を必要とし、人事評価に関しては常勤の監査等委員が実施しております。

(3) 監査等委員会室のスタッフは、その業務を遂行するにあたって、専ら監査等委員及び監査等委員会の指示に従います。

7．監査等委員会への報告に関する体制
(1) 取締役(監査等委員である取締役を除く。)は、経営、業績等に重大な影響を及ぼす事項等の監査等委員会に報告すべき事項を社内規定で定め、適切に監査等委員会に報告しております。

(2) 子会社において、法令・定款の違反又はそのおそれ、あるいは子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項が発生した場合、子会社の取締役又は使用人から子会社管理部門及び当社監査等委員会に対して報告する体制を整備しております。また、子会社の取締役又は使用人から報告を受けた子会社管理部門は、監査等委員会に対し報告します。

(3) 当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び使用人、並びに子会社の取締役、監査役及び使用人は、必要と認めた場合、監査等委員会に報告することができます。

(4) 監査等委員会は、必要に応じ、当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び使用人、並びに子会社の取締役、監査役及び使用人から直接報告を求めることができます。

(5) 監査等委員会に報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを、規定等において明確にしております。

8.監査等委員の職務の執行(監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。)について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
(1) 監査等委員が職務の執行(監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。)について生ずる費用の前払又は償還等を請求したときは、速やかに当該請求に応じます。

9.その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
(1) 監査等委員会と会長兼CEO及び社長兼COOとの間において、定期的に又は必要あると認める場合は、意見交換を実施しております。

(2) 監査等委員に対し、経営会議等の重要会議への出席の機会を積極的に設けております。

## 2.反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

「SUMCO行動憲章」において規定している反社会的勢力との関係を絶ち、反社会的勢力から不当な要求に応じないという考え方を役員・従業員に対して、より一層周知徹底しております。

# Vその他

## 1．買収防衛策の導入の有無

| | |
|---|---|
| 買収防衛策の導入の有無 | なし |

該当項目に関する補足説明

―――

## 2．その他コーポレート･ガバナンス体制等に関する事項

1．当社グループにおける適時開示における基本方針
当社グループは、投資者への適時、適切な会社情報の開示が健全な証券市場の根幹を成すものであることを十分に認識し、常に投資者の視点に立った迅速、正確かつ公平な会社情報の開示に努めるものとし、関係法令や証券取引所の規則において開示が求められていない会社情報についても、投資者にとって有用な情報であれば積極的に開示を行うものとしております。

2．当社グループにおける適時開示体制
(1) 専任部署の設置
広報･IR室を設置して、適時開示をはじめとするタイムリー･ディスクロージャー業務の統括部門とし、当社グループ全体を一元管理する組織体制を整備しております。

(2) 規定の整備及び周知･啓発
会社情報の管理に関する基本事項を定め、上場会社としての基本的な使命である会社情報の適時開示を確実に実施することを目的とする情報開示規定及びインサイダー取引を未然に防ぐことを目的とするインサイダー取引防止規定をそれぞれ制定し、継続的な教育を行うなど、周知･啓発を図っております。

(3) 適時開示手続きの概要
a．適時開示情報
当社グループにおいては、会社情報について適時開示が求められる情報、適時開示の必要性が疑われる情報等について、インサイダー取引防止規定に定められる内部情報管理責任者である総務部長へ速やかに伝達するものとし、情報を受けた総務部長は、情報の正確性を確認した上で、会長兼CEO、社長兼COO、総務統括役員、広報･IR室長、及び常勤の監査等委員へ報告を行うこととしております。

b．任意開示情報
当社グループに係わる業務上、任意開示情報に該当する可能性のある会社情報を取得した場合は、広報･IR室長へ速やかに伝達するものとし、情報をの受けた広報･IR室長は、総務部長及び当該情報を所管する部門長と協議し、取引所の基準による開示の要否について判断することとしております。

c．開示方法
広報･IR室長は、取締役会、会長兼CEO等の必要な決裁を得た後、承認を受けた開示書類を規定に従い、速やかに開示し公表することとしております。

(4) 適時開示の実施状況のモニタリング
当社は、上場会社としての情報管理や適時開示の実施状況を、監査室による内部監査の監査項目に加えています。また、監査等委員である取締役は、取締役会等の重要会議へ出席する他、監査等委員会が選定する監査等委員は、取締役等からの報告聴取、書類の閲覧などの方法により、情報管理及び適時開示の体制が適正に機能しているか、監査を実施することとしております。

【コーポレートガバナンス体制の概要】

